

様式 1

事業報告書

(自 令和6年5月1日 至 令和7年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 吉田歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 新潟県新潟市江南区天野二丁目13番11号
- (3) 設立認可年月日 平成2年6月26日
- (4) 設立登記年月日 平成2年6月26日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	よしだファミリー歯科	新潟県新潟市江南区天野二丁目 13番11号	病床なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和6年6月24日 令和5年度決算の決定及び役員任期満了につき改選の件

令和7年4月28日 令和7年度事業計画及び収支予算の決定



様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 吉田歯科医院

※医療法人整理番号

2 7 4

所在地 新潟市江南区天野二丁目 1 3 番 1 1 号

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	27,813	I 流 動 負 債	15,394
II 固 定 資 産	59,521	II 固 定 負 債	74,907
1 有 形 固 定 資 産	52,197		
2 無 形 固 定 資 産	876	負 債 合 計	90,301
3 そ の 他 の 資 産	6,448	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	2,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	△ 4,967
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 2,967
資 産 合 計	87,334	負 債 ・ 純 資 産 合 計	87,334

様式4-2

法人名 医療法人社団 吉田歯科医院

※医療法人整理番号

274

所在地 新潟市江南区天野二丁目13番11号

損 益 計 算 書
(自 令和6年5月1日 至 令和7年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	98,131
2 事業費用	85,546
本来業務事業利益	12,585
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	12,585
II 事業外収益	3,967
III 事業外費用	1,133
経常利益	15,419
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	15,419
法人税等	83
当期純利益	15,336

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 吉田歯科医院

※医療法人整理番号

2 7 4

所在地 新潟市江南区天野二丁目 1 3 番 1 1 号

財 産 目 録

(令和 7 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	87,334 千円
2. 負 債 額	90,301 千円
3. 純 資 産 額	△ 2,967 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,813
B 固 定 資 産	59,521
C 資 産 合 計 (A + B)	87,334
D 負 債 合 計	90,301
E 純 資 産 (C - D)	△ 2,967

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

[illegible]

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 関係事業者とは、当該医療法人と次の（２）に掲げる取引を行う場合における次の（１）に掲げる者をいう。

- (1) 次の(2)に相ける取引を行う者
- ① 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）である法人
 - ② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - ③ 当該医療法人の役員が株主総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - ④ 当該医療法人の役員が当該医療法人の株主総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - ⑤ ③の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、取締役会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- (2) 当該医療法人と行う取引
- ① 事業収益又は事業費用の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
 - ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
 - ③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
 - ④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
 - ⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- ⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 吉田歯科医院

理事長 吉田 孝史 殿

私は、医療法人社団 吉田歯科医院の令和6年会計年度（令和6年5月1日から令和7年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月24日

医療法人社団 吉田歯科医院

監事 吉田 孝二